

議案第14号 令和3年度久喜市水道事業会計予算に対する修正案
の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和3年3月17日提出

発議者 久喜市議会議員
杉野修
渡辺昌代
石田利春
平間益美

久喜市議会議長 春山千明様

(別紙)

令和3年度久喜市水道事業会計予算に対する修正案

議案第14号 令和3年度久喜市水道事業会計予算を次のとおり修正する。

第3条で定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり修正する。

収入

		原案の金額	修正案の金額
第1款	水道事業収益	4,121,784千円	3,977,998千円
第1項	営業収益	3,710,265千円	3,566,479千円

提案理由

2020年1月、新型コロナウイルス感染が全国に拡大し、市民生活に大きな影響が出ました。上下水道部では、水道料金の納付相談とともに給水停止の執行中絶、水道料金に係る基本料金の全額免除を2ヶ月間実施するなど、市民の暮らしに寄り添い、市民生活を支援する施策を実施して来ました。

「緊急事態宣言」が、2021年1月再度出され、事業者の営業時間短縮、市民の外出自粛が要請され、市民の多くは「巣ごもり」状態が続いており、雇用状況においても非正規雇用の労働者、とりわけ女性に大きな影響が出ています。市民生活は以前に増して厳しいものがあります。

市民生活の実態把握に埼玉県が実施する県政世論調査があります。調査結果によると暮らしが苦しくなったと答えた方が41%に及んでいます。その中でも、コロナ感染の影響と答えた方が54%という結果です。

水道使用料の基本料免除は、国の地方再生臨時交付金に該当することから、財政面では、水道会計のみでなく対応が可能です。

他の自治体においては基本料免除を、4ヶ月間実施するなど取り組んでいます。本市においても、この間2度目の緊急事態宣言を受け、市民生活を支援する立場から、昨年度と同様に基本料の免除を2ヶ月間実施するものです。